る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一万五千円）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額） ３・４　（略）	置に係る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一万五千円）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額） ３・４　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和三年八月一日から同年十二月三十一日までの間にこの省令の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の二の五第二項第一号イ又はロの有給休暇を取得させた事業主に対する同条第一項の規定による新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、なお従前の例による。

２　令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間に第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第十七条の二の五第二項第一号イ又はロの有給休暇を取得させた事業主に対する同条第一項の規定による新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

３　雇用保険法施行規則附則第十七条の二の四第一項に規定する育児休業等支援コース助成金は、令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間における同項第一号イ又はロの有給休暇については、支給しないものとする。

○厚生労働省令第百九十七号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第一号ニの規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

厚生労働大臣　後藤　茂之

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第三条**　（略） ２　令和三年三月から令和五年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。	**附　則** **第三条**　（略） ２　平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。